

令和2年分所得税・住民税の申告相談のお知らせ

令和2年分の所得税・住民税の申告相談を次ページ日程表のとおり実施しますので、各地区の指定日にお越しください。

平日の申告相談に來られない場合は、2月28日⑥に休日受付を行いますので、ご利用ください。ただし、大変混雑すると予想されますので、できる限り平日にお越しください。

なお新型コロナウイルス感染防止対策のため、例年より職員の数減らして対応させていただきます。スムーズな申告相談のためにも、あらかじめご自身で領収書などを整理し、収支計算などを行ったうえで、お越しください。

またパソコンやスマートフォンなどをもちでインターネット接続が可能な方は、できる限り郵送やe-Taxによる提出をお願いします。詳しくは「広報おのまち11月号」をご覧ください。

■所得税・住民税の申告とは

令和2年1月1日から12月31日までの所得を申告するものです。この申告を基にして所得税を計算し、町は令和3年度の町県民税を課税する根拠の一部とします。

■申告が必要な方

令和3年1月1日現在、小野町に住民登録をしている方で、令和2年中に次の要件に当てはまる方。

- ① 主な所得が給与または公的年金で、それ以外の所得があった方
- ② 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- ③ 土地や建物を売った所得（譲渡所得）があった方
- ④ 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方
- ⑤ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ⑥ 給与所得者で年末調整を行わなかった方

■申告しなくてもよい方

- ① 所得が1つの勤務先からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方
- ② 所得が公的年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

■申告に必要なもの

- ① 共通するもの
 - ・ 印鑑
 - ・ 通帳もしくは口座番号の分かるもの（申告者ご本人のもの）
 - ・ マイナンバーカードまたは通知カード＋運転免許証などの本人確認書類
- ② 給与、年金所得のある方
 - ・ 源泉徴収票
- ③ 営業、農業、不動産、配当所得のある方
 - ・ 収入内訳の明細が分かるもの（会計帳簿や領収書など）
- ④ 譲渡所得のある方
 - ・ 売買契約書
 - ・ 譲渡のために要した費用の領収書

※公共事業による収用に伴

う譲渡所得があった方で特別控除を受けられる方は「収入証明書」「公共事業用資産の買取りの申出証明書」「公共事業用資産の買取り等の証明書」が必要となります。

- ⑤ 医療費控除を受ける方
 - ・ 医療費控除の明細書
 - ※人ごと、病院ごとに振り分けて作成してください。
- ⑥ 所得控除を受ける方
 - ・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書など
 - ・ 障害者手帳、介護保険証、療育手帳など
- ⑦ 住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ・ 登記事項証明書
 - ・ 工事請負契約書
 - ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※長期優良住宅やリフォーム

ムなどの場合、必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■農家の皆さんへお願い

「令和2年分農業経営状況調査票」（集落農政推進協議会長から配布されたもの）に必要な事項を記入してお持ちいただくと、申告相談にかかる時間が短縮できますので、必ず記入してご持参ください。

■申告にお越しになる前に

受け取った源泉徴収票や保険料の控除証明書、帳簿などがそろっているかご確認ください。

■注意点

- ① 申告には世帯の生計内容などが分かる方がお越しください。
- ② 月曜日や水曜日（延長日）、相談期間の終盤は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ期間の前半にお越しください。